狛 江 市 の 監 査

平成 24 年版

（平成 23 年４月～平成 24 年３月監査結果）

狛江市監査委員事務局

ま　え　が　き

「狛江市の監査（平成 24 年版）」を作成しました。

これは、平成 23 年度（平成 23 年４月１日～同 24 年３月 31 日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。併せて、参考のため、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

なお、上記条項の規定に基づく市長等の措置通知は、平成 23 年度中に受理したものを、監査に係る措置結果の中に掲載しました。

平成 24 年５月

目　　次

１　定　期　監　査

（１）平成 23 年度定期監査の結果について　（報告）　…… 7
監査対象　　教育部　学校教育課、指導室

２　財政援助団体監査

（１）平成 23 年度財政援助団体監査の結果について（報告）……21
団　　体　　公益社団法人　狛江市シルバー人材センター
所 管 課　　保健福祉部　介護支援課

３　工　事　監　査

（１）平成 23 年度工事監査の結果について（報告）……33
工事件名　　狛江市立狛江第二中学校屋内運動場改築等工事
所 管 課　　総務部 管財課　　（工事担当課）
総務部 総務課　　（契約担当課）
教育部 学校教育課　　（施設担当課）

４　監査に係る措置結果

（１）平成 22 年度工事監査の結果に基づく措置について（通知）……43
工事件名　　市道８号線整備工事
所 管 課　　建設環境部 都市整備課　（工事担当課）
総務部 総務課　　（契約担当課）

（２）平成 23 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）…49
措置報告　　福祉保健部　介護支援課

（３）平成 23 年度工事監査の結果に基づく措置について（通知）……53
工事件名　　狛江市立狛江第二中学校屋内運動場改築等工事
所 管 課　　総務部　管財課　　（工事担当課）
総務部　総務課　　（契約担当課）
教育部　学校教育課　　（施設担当課）

1　定　期　監　査

（写）

狛監委発第 100095 号
平成 24 年 3 月 29 日

狛江市長　　矢　野　　裕　　様
狛江市議会議長　　栗山　　欽行　　様
狛江市教育長　　本　橋　　昇　　様

狛江市監査委員　　栗　山　輝　夫

同　　佐々木　　貴史

平成 23 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第１項、第２項及び第４項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定に基づいて別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 23 年度

定期監査報告書

教育部

学校教育課

指導室

狛江市監査委員

平成23年度定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項の規定による監査

第２　監査の範囲

平成23年４月１日から平成23年11月30日までに執行した財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業

第３　監査の対象

教育部

学校教育課、指導室

第４　監査の期間

平成23年12月26日から平成24年２月28日まで

［監査の実施日　平成24年１月27日］

第５　監査の方法

監査の実施に当たっては、予算の執行事務、財産管理等の事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続きを実施した。

第６　監査の結果

対象となった課（室）における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

学校教育課

１　学校安全ボランティアについて

（１）未登録で自主的に学校安全ボランティアをしていただいている方に対し、万が一の時を考えた保険等の対応、また、登録申請を促すなどの検討に努めていただきたい。

（２）学校安全ボランティアの登録者は、本人の申し出のない限り毎年度登

録は更新される状況にある。登録者の現状を精査するか、若しくは手上げ方式による登録申請を行うなどの検討に努めていただきたい。

2　狛江市立小学校給食のサンプル及び保存食助成金及び狛江市立小学校給食費補助金について

平成22年度の年度の実績報告書の件名において、助成金及び補助金の名称が記載されていないものが見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

3　狛江市立中学校給食費会計に対する助成金について

平成22年度の狛江市立中学校給食費会計に対する助成金（予備食等助成金）については、予算額に対し決算の執行率が18.8%で、また、平成23年度おいては予算額に対し４月１日から11月30日現在の執行率が13.0%と低い状況であった。執行率から見ると予算額が過大と思われるため、今後の予算要求については助成金の額の精査を行い、適切な予算要求に努めていただきたい。

4　毒物劇物の管理について

（１）緑野小学校の理科準備室にある毒物劇物の保管庫について、室内の壁面に固定するなどの震災対策が講じられておらず、震災時に保管庫が転倒し毒物劇物が飛散するなどの可能性がある状況が見受けられた。他の小・中学校の毒物劇物の保管庫の現状についても確認し、改善が必要なものについては早急に対応するよう努めていただきたい。

（２）緑野小学校及び狛江第二中学校における毒物劇物の保管庫の管理簿について、使用量の記録はあったものの、保管庫の在庫量と管理簿の在庫量との突合がされていない状況が見受けられた。他の小・中学校についても、保管庫の在庫量と管理簿の在庫量との突合がされていない学校については、適切な対応をするよう指導に努めていただきたい。

5　市立小・中学校（認可保育園含む）における放射線量の測定及び公表について

現在、市内４箇所（市民グランド・谷戸橋広場・市役所正門前・狛江三叉路）において放射線量の測定をし、測定結果を公表している。

市立小・中学校（認可保育園含む）においては給食（調理済み）の放射性物質の測定及び公表をしているところであるが、校庭、園庭等の放射線量の測定及び公表については、市立小・中学校（公立保育園含む）において平成23年６月に実施し、それ以降は実施していない状況である。乳幼児、

児童、生徒といった子どもたちへの放射能の影響に配慮するためにも、市立小・中学校（認可保育園含む）の校庭、園庭等の放射線量の測定及び公表について検討するよう努めていただきたい。

指　導　室

１　狛江市立学校部活動等大会参加補助金及び狛江市立小・中学校教育研究会補助金について

狛江市立学校部活動等大会参加補助金の交付申請書、狛江市立小・中学校教育研究会補助金の交付申請書及び交付決定通知書において、補助金の名称が正式名称でない記載のものが見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

２　狛江市立小・中学校夏季施設等事業補助金について

夏季施設分、修学旅行分及び移動教室分において、実績報告書提出に基づき交付確定通知書が交付される以前に補助金の返還がされている状況が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

課別科目別歳入歳出予算執行状況（平成 23 年 11 月 30 日現在）

＜学校教育課＞

一般会計　歳　入　（現年分）　（単位：円及び%）

科目 款	項	目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料			1,107,000	199,675	199,675	0	100.0
	01 使用料		1,107,000	199,675	199,675	0	100.0
		01 総務使用料	157,000	149,732	149,732	0	100.0
		05 教育使用料	950,000	49,943	49,943	0	100.0
13 国庫支出金			120,173,000	0	0	0	****
	01 国庫負担金		15,105,000	0	0	0	****
		02 教育費国庫負担金	15,105,000	0	0	0	****
	02 国庫補助金		105,068,000	0	0	0	****
		04 教育費国庫補助金	105,068,000	0	0	0	****
14 都支出金			32,921,000	14,000	14,000	0	100.0
	02 都補助金		32,921,000	14,000	14,000	0	100.0
		07 教育費都補助金	32,921,000	14,000	14,000	0	100.0
19 諸収入			238,000	255,237	254,387	850	106.9
	02 市預金利子		1,000	2	2		100.0
		01 市預金利子	1,000	2	2		100.0
	05 雑入		237,000	255,235	254,385	850	99.7
		01 雑入	237,000	255,235	254,385	850	99.7
合計			154,439,000	468,912	468,062	850	99.8

一般会計　歳　出（現年分）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費			4,560	0	4,560	0.0
	01 総務管理費		4,560	0	4,560	0.0
		12 諸費	4,560	0	4,560	0.0
10 教育費			585,075,238	319,756,660	265,318,578	54.7
	01 教育総務費		62,272,000	15,684,584	46,587,416	25.2
		01 教育委員会費	4,458,000	2,942,800	1,515,200	66.0
		02 事務局費	50,021,000	9,079,343	40,941,657	18.2
		03 教育指導費	7,793,000	3,662,441	4,130,559	47.0
	02 小学校費		283,217,238	181,245,173	101,972,065	64.0
		01 学校管理費	142,628,000	97,996,364	44,631,636	68.7
		02 教育振興費	45,774,000	22,062,834	23,711,166	48.2
		03 特別支援学級費	1,313,000	311,916	1,001,084	23.8
		04 学校保健衛生費	27,256,000	17,332,543	9,923,457	63.6
		05 学校給食費	66,246,238	43,541,516	22,704,722	65.7
	03 中学校費		239,586,000	122,826,903	116,759,097	51.3
		01 学校管理費	182,896,000	98,751,727	84,144,273	54.0
		02 教育振興費	37,938,000	13,109,610	24,828,390	34.6
		03 特別支援学級費	2,268,000	461,799	1,806,201	20.4
		04 学校保健衛生費	16,484,000	10,503,767	5,980,233	63.7
合計			585,079,798	319,756,660	265,323,138	54.7

一般会計　歳　出（繰越明許分）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10 教育費			6,882,050	5,117,490	1,764,560	74.4
	02 小学校費		4,302,050	3,194,940	1,107,110	74.3
		01 学校管理費	4,302,050	3,194,940	1,107,110	74.3
	03 中学校費		2,580,000	1,922,550	657,450	74.5
		01 学校管理費	2,580,000	1,922,550	657,450	74.5
合計			6,882,050	5,117,490	1,764,560	74.4

＜指導室＞

一般会計　歳　入　　（現年分）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料			0	10,900	10,900	0	100.0
	02 手数料		0	10,900	10,900	0	100.0
		01 総務手数料	0	10,900	10,900	0	100.0
14 都支出金			9,663,000	4,114,000	4,114,000	0	42.6
	01 都負担金		1,270,000	0	0	0	****
		01 教育費都負担金	1,270,000	0	0	0	****
	02 都補助金		882,000	0	0	0	****
		07 教育費都補助金	882,000	0	0	0	****
	03 都委託金		7,511,000	4,114,000	4,114,000	3,397,000	54.8
		05 教育費委託金	7,511,000	4,114,000	4,114,000	3,397,000	54.8
15 財産収入			0	210	210	0	100.0
	02 財産売払収入		0	210	210	0	100.0
		02 物品売払収入	0	210	210	0	100.0
19 諸収入			8,000	12,362	12,362	0	100.0
	02 市預金利子		8,000	342	342	0	100.0
		01 市預金利子	8,000	342	342	0	100.0
	05 雑入		0	12,020	12,020	0	100.0
		01 雑入	0	12,020	12,020	0	100.0
合計			9,671,000	4,137,472	4,137,472	5,533,528	42.8

一般会計　歳　出　（現年分）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10 教育費			198,012,120	118,997,980	79,014,140	60.1
	01 教育総務費		144,975,120	88,686,147	56,288,973	61.2
		02 事務局費	1,992,920	939,626	1,053,294	47.1
		03 教育指導費	142,982,200	87,746,521	55,235,679	61.4
	02 小学校費		28,550,000	18,723,857	9,826,143	65.6
		02 教育振興費	12,808,000	11,476,821	1,331,179	89.6
		03 特別支援学級費	15,742,000	7,247,036	8,494,964	46.0
	03 中学校費		24,487,000	11,587,976	12,899,024	47.3
		02 教育振興費	16,276,960	9,154,369	7,122,591	56.2
		03 特別支援学級費	8,210,040	2,433,607	5,776,433	29.6
合計			198,012,120	118,997,980	79,014,140	60.1

一般会計　歳　出（繰越明許分）

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
10 教育費			1,961,000	0	1,961,000	0.0
	01 教育総務費		1,961,000	0	1,961,000	0.0
		03 教育指導費	1,961,000	0	1,961,000	0.0
合計			1,961,000	0	1,961,000	0.0

２　財政援助団体監査

（写）

狛監委発第 100080 号
平成 24 年 1 月 18 日

狛江市長　　矢野　　裕　様
狛江市議会議長　　栗山　欽行　様

狛江市監査委員　栗山　輝夫

狛江市監査委員　佐々木貴史

平成 23 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 23 年度

財政援助団体監査報告書

狛江市シルバー人材センター
保健福祉部　介護支援課

狛江市監査委員

平成 23 年度財政援助団体監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第 199 条第１項及び第７項の規定による監査

第２　監査の対象

団　　体　　公益社団法人　狛江市シルバー人材センター
所 管 課　　福祉保健部　介護支援課

第３　監査の範囲

平成 22 年度及び平成 23 年４月１日から平成 23 年８月 31 日までの事務事業の執行状況

第４　監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

１　所管課

（１）　補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
（２）　補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
（３）　補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
（４）　補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
（５）　補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

２　財政援助団体

（１）　補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
（２）　補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
（３）　補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
（４）　実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第５　監査の期間

平成 23 年９月 26 日から平成 23 年 12 月 26 日
［ 監査の実施日　：　平成 23 年 10 月 27 日 ］

第６　団 体 の 概 要

（１）　名　称　公益社団法人　狛江市シルバー人材センター
（平成 23 年４月１日公益社団法人へ移行）

（２）　沿　革　昭和 53 年４月 26 日
「狛江市高齢者事業団」設立
昭和 53 年 12 月１日
「社団法人　シルバー人材センター狛江市高齢者事業団」として法人認可
平成２年７月２日
「社団法人　狛江市シルバー人材センター」へ名称変更

（３）　所在地　狛江市猪方四丁目 13 番１号

（４）　目　的　社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（５）　事　業
①　臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
②　高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
③　社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
④　前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
⑤　その他センターの目的を達成するために必要な事業

（６）　役　員
会　長　　１名
副会長　　１名
常務理事　１名
理　事　　７名
監　事　　２名

（７）　組織図

公益社団法人　狛江市シルバー人材センター（平成 23 年４月１日現在）

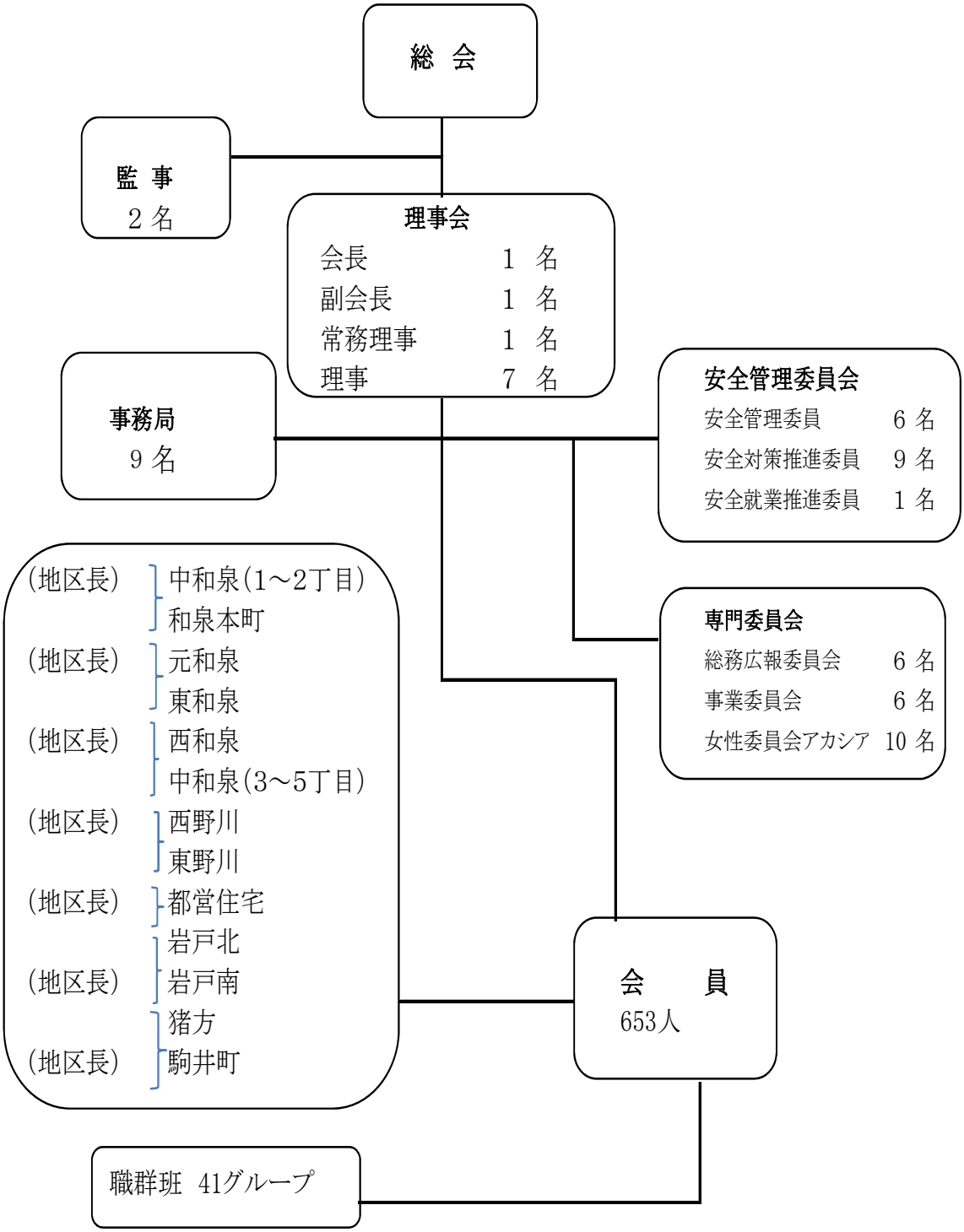

（８）　事務局

常務理事兼事務局長１名、次長１名、主任１名、主事１名、嘱託職員２名、臨時職員３名

（９）　市との関係

公益社団法人　狛江市シルバー人材センターの運営の安定を図ると共に、高齢者の社会参加と生きがいづくりに寄与することを目的とし、狛江市補助金等交付規則及び公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき補助している。

(10)　補助金の実績

公益社団法人　狛江市シルバー人材センター補助金の交付状況は、以下のとおりである。

平成22年度				（単位：円）
対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
人件費	31,348,891	31,348,891	29,573,755	1,775,136
管理運営費	4,049,384	4,049,384	4,049,384	0
事業費	2,718,257	2,718,257	2,718,257	0
利子補給	27,500	27,500	0	27,500
計	38,144,032	38,144,032	36,341,396	1,802,636

交付申請年月日　平成 22 年４月 13 日
交付決定年月日　平成 22 年４月 30 日
交付確定年月日　平成 23 年３月 31 日
返還金は、平成 23 年５月９日に返還されている。

平成23年度				（単位：円）
対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
人件費	32,831,686	32,831,686	－	－
管理運営費	1,636,573	1,636,573	－	－
事業費	2,666,821	2,666,821	－	－
利子補給	27,500	27,500	－	－
計	37,162,580	37,162,580	－	－

交付申請年月日　平成 23 年５月 16 日
交付決定年月日　平成 23 年５月 23 日

第７　監査の結果

公益社団法人狛江市シルバー人材センター及び福祉保健部介護支援課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

公益社団法人狛江市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」）は、昭和 53 年４月に設立され 32 年を経過しており、平成 23 年４月から狛江市内で第１号の公益社団法人として新たなスタートを切り、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、幅広い活動を行っている。

昨今、低迷基調の続く日本経済は、東日本大震災や超円高を背景とし、雇用や地域経済への影響が懸念され、先行きの見えない厳しい状況にあり、さらには、超高齢化が進む中、働く意欲のある高齢者の雇用環境も極めて厳しい状況にある。こうした中、シルバー人材センターに対する仕事の発注にも影響が及び、会員数、就業実人数、就業率は年々増加の傾向にあるが、契約金額、配分金は減少の傾向にある。

このような状況のもと、会員一人ひとりが創意工夫を重ね、シルバー人材センターの意義、役割を再認識し、各々の経験と知恵を活かしながら、「自主･自立」、「共働･共助」の基本理念のもと、就業機会の確保、提供など、魅力ある事業の展開を図り、各種事業の取り組みを強化していただき、契約金額、配分金の増加につなげるよう努めていただきたい。

また、公益社団法人は法人税法、所得税法における特定公益増進法人に該当するため、寄附金については税法上の優遇措置の対象とされている。シルバー人材センターの目的達成のためにも、市民等からの寄附金を事業の推進に活用させていただけるよう広く市民等にお知らせすることにより、自主財源の積極的な確保に努めていただきたい。

なお、公益社団法人狛江市シルバー人材センターにおいては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

次に、介護支援課においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

（１）公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金に係わる交付申請書、交付決定の通知、実績報告書、確定の通知において、団体の名称及び補

助金の名称に正式名称が記載されていないもの、誤記があるものが一部に見受けられた。なお、実績報告書においては、対象事業名が公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に定める名称と整合されてなく、また補助対象外の項目が記載されているのが見受けられた。

補助金が適正に執行されているか客観的に検証及び評価する重要な書類なので、公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に則り、十分に点検されるよう努めていただきたい。

（２）公益社団法人狛江市シルバー人材センターは平成 23 年４月１日からの公益社団化に伴い、税法上の優遇措置を受けることが可能となった。

高齢者の能力を生かし、地域社会と連携しながら、更に社会奉仕活動を通じたシルバー人材センターづくりに寄与するため、寄附金からもセンター事業が支えられていることをホームページ等により周知をし、自主財源を積極的に確保するよう指導、助言を行うなど、適切な対応をされるよう努めていただきたい。

３　工　事　監　査

（写）

狛監委発第 10087 号
平成 24 年 2 月 20 日

狛江市長　　矢野　裕　様
狛江市議会議長　　栗山　欽行　様
狛江市教育長　　本橋　昇　様

狛江市監査委員　栗山　輝夫

狛江市監査委員　佐々木貴史

平成 23 年度工事監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第１項及び第５項の規定により、工事監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 23 年度

工事監査報告書

狛江市立狛江第二中学校屋内運動場改築等工事

総務部管財課　（工事担当課）

総務部総務課　（契約担当課）

教育部学校教育課　（施設担当課）

狛江市監査委員

平成23年度工事監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第５項の規定による監査

第２　監査の対象

１　工事件名

狛江市立狛江第二中学校屋内運動場改築等工事

２　工事の概要等

（１）工事場所　狛江市猪方二丁目７番１号

（２）発注者　狛江市長　矢野　裕

（３）所管課　総務部管財課(工事担当課)
総務部総務課(契約担当課)
教育部学校教育課(施設担当課)

（４）工事概要　建築工事、電気設備工事、機械設備工事

①屋内運動場棟

鉄筋コンクリート造　４階建て　延床面積　1,951.40㎡

１階　1,118.28㎡
アリーナ、ステージ、便所、器具庫、ホール

２階　299.72㎡
更衣室、教官室

３階　217.56㎡
倉庫、プール機械室

４階　315.84㎡
更衣室、便所、監視室、器具庫

②多目的室・武道場棟

鉄筋コンクリート造　２階建て　延床面積　630.81㎡

１階　315.00㎡
多目的室、調理室

２階　315.81㎡
武道場

③体育倉庫、屋外便所　延床面積　65.61㎡

④倉庫等　延床面積　102.42㎡

（５）請負業者
建築工事　㈱フジタ建築
電気設備工事　竹村総合設備㈱
機械設備工事　東進電気㈱

（６）請負金額
建築工事　641,550,000円
電気設備工事　121,695,000円
機械設備工事　131,460,000円
合計金額　894,705,000円

（7） 契約年月日　　建 築 工 事、電気設備工事、設機械備工事
平成 22 年６月 23 日
（8） 工　　期　　建 築 工 事、電気設備工事、機械設備工事
平成 22 年６月 24 日から平成 24 年２月 28 日

第３　監査の範囲

工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工

第４　監査の期間

平成 23 年 10 月 25 日から平成 24 年１月 24 日

第５　実地監査日

平成 23 年 11 月 25 日

第６　監査の場所

監査委員事務局及び工事現場

第７　監査の主眼及び方法

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「特定非営利活動法人　地域と行政を支える技術フォーラム」の協力を得て実施した。

第８　監査の結果

狛江市は、平成 20 年３月に狛江市耐震改修促進計画の取り組みを開始し、平成 20 年度から 21 年度にかけて庁内プロジェクトチームでの耐震改修検討後、狛江市公共施設再編方針を平成 21 年 12 月に策定し、耐震度調査を行い、劣化が著しい公共施設は、建て替えにより耐震補強することとした。

更に、平成 22 年３月策定の狛江市総合基本計画、第３次基本構想・前期基本計画において、第４章　都市基盤、②安心して暮らせる安全なまち、１災害に強いまちの施策小項目の【主な取り組み】に、公共施設の耐震化が記述され、現状 28.6％を目標 90％にすると掲げており、公共施設の耐震化に積極的に取り組んでいる。

以上の経緯を背景に、昭和 42 年に建築された従前の屋内運動場棟は老朽化し、耐力度調査の結果、危険建物であることが判明したため、５つの設計コンセプト（１ 震災対策機能の強化と環境対応、２ 新しい学習指導要領に対応、３ 食育の強化、４ 地域の拠点づくり、５ 地域防災の拠点施設）に基づき、老朽化したプールを取り壊し屋上にプールを備えた重層建物とし、生徒が安心して使える耐震性能を持つ施設に建て替えることとした。

また、平成24年度から新学習指導要領により、中学保健体育において武道・ダンスが必修とされるため、武道場棟の建築も計画しており、２階に武道場、１階に多目的室を設置し、震災時の避難機能はもとより、生徒が使用しない時間帯は地域への開放も行う予定である。

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、執行されているものと認められるものの、一部において改善、検討が望まれる事項及び意見等は下記のとおりである。

１　計画について

基本設計の策定体制については、担当課が教育委員会や学校の意見、要望を聞き策定しており適切であった。

しかし一方では、ＰＴＡや生徒等に計画策定時に参加させる方法も考えられるので、今後の計画策定時には検討していただきたい。

２　設計について

設計図は積算、施工に必要かつ十分な内容であるが、一部特記仕様書の充実や詳細図の充実を要望する。

（１）特記仕様書で、電気保安技術者の項目で表示がされておらず、電気主任技術者の項目が必要と思われる。また、技能士の項目が未記載である。

（２）ピット図・１階平面図で、積算でも施工面でも必要なため、タラップは雑詳細図に描くのが望ましい。

（３）プールピット図、４・Ｒ階平面図で、屋上へのアクセスが明記されておらず、タラップとのことであるが、雑詳細図に描くのが望ましい。

（４）既存撤去・改修後　立面図で、解体の特記仕様書を添付するのが望ましい。

３　積算について

積算自体の計算には問題はないが、金属工事でタラップの数量は図面を根拠にしていないため、詳細図を描いて積算をする必要があったので改善を要望する。

４　施工管理について

作業場の環境について、快適性の向上の視点から、作業員休憩所に花一輪を飾ることを勧める。

４　監査に係る措置結果

狛監
23.6.14
第　号
受付

狛建都発第 100170 号
平成２３年 ６ 月１３日

狛江市監査委員
栗山　　輝夫　様
佐々木　貴史　様

狛江市長
矢　野　　裕

平成 22 年度工事監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 23 年４月８日付け狛監委発第 100104 号により、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等

指摘(要望)事項等

1　入札・契約について

工事の入札・契約に関しては、指名競争入札による電子入札を採用しており、入札において予定価格及び最低制限価格が公表されているため、入札参加者が事前に最低価格を把握できるシステムとなっている。この入札方法については、平成17年度に導入したもので見直しが必要な時期と思われるため、適切な入札方法について検討をすることが望ましい。

講じた措置（総務課）

平成17年度に行われた入札制度改革では、①透明性の確保のための入札・契約に関する情報の積極的な公表、②不正行為が起きない仕組みの確立を狛江市の入札・契約についての基本的な考え方としています。

予定価格等の事前公表については、国や都道府県での積算基準に関する単価表等の公表が進み、東京都では平成10年度から工事設計単価表が公表されています。

よって、積算能力の高い入札参加者は、入札時に提供される工事設計書に対し、公表された単価を積算することで予定価格の類推が可能であると同時に、入札参加者は自社の単価を積算することで見積金額を算出することができます。

狛江市では、予定価格を事前公表することで、入札参加業者からの市職員に対する予定価格等を事前に知ろうとする働きかけや、市職員からの予定価格の漏洩等の不正行為の防止が図られると考えています。

なお、不正行為が行われた場合、失われた信頼を回復することは非常に困難であるため、市としては、そういった行為の芽を摘むことが最も重要であると考えています。

また、狛江市の類似団体（国立市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市）７団体の中でも６団体が事前公表を行っています。（平成23年４月現在）

これらの状況を検討した結果、現段階では、現在の入札・契約制度が適切であると考えています。今後も他市の状況等も把握しながら、狛江市の状況に適したより良い入札・契約制度にしていきたいと考えています。

2　作業時間帯について

特記仕様書の内容の中で、本工事における作業時間帯についての記述内容が見当たらなかった。今後、見積りの段階及び工事中の段階において、発注者と請負者の間で記載されていない事項をめぐって問題が生じる恐れがある。こうした問題を回避するため、本工事を規定するための特記仕様書を作成することが望ましい。

講じた措置（都市整備課）

今後は、特記仕様書の中で作業時間帯について明記し、発注者と請負者の間で疑義が生じないようにします。

3　施行管理について

本工事の施工計画書について、施工内容が分かりやすいように図を用いており、理解しやすい施工計画になっていたが、コンクリートの養生に関する記述が見当たらなかった。施工計画書は、当該工事をどのように進めるか、また、構築する構造物の品質を確保するための指針であるので、今後は品質確保に重要な事項を整理して記載することが望ましい。

現場の施工状況は整然としており、市民の目から見ても工事に対して良い印象を与えていると思われる。現場の実施工程については順調に進行しているが、第三者災害が起きないよう十分注意して工事を進めることを要望する。

講じた措置（都市整備課）

今後は、品質確保に重要な事項を整理し施工計画書に記載することとします。

また、当現場につきましては、事故等起きないよう十分注意し工事を進めた結果、第三者災害は発生しませんでした。

4　品質管理について

アスファルト舗装工は、平成 23 年 2 月末以降に予定されているが、舗設に際しては、冬季の作業なのでアスファルト合材の温度管理が品質に大きく影響する。このため、アスファルト合材の温度管理を十分に行うことが望ましい。

講じた措置（都市整備課）

アスファルト舗装工につきましては、適正な温度管理を行ったうえ、施工しました。

5　安全管理について

現場の工事に携わる請負者は、労働災害の事故防止の観点から日常の安全活動

を実施する必要があるが、その日の作業の安全巡視記録や翌日の作業内容の予定により、安全指示を適切に行っている状況が確認できなかった。重要な安全関係の書類に関して、早急に整備することが望ましい。

安全訓練に関しては実施していることを写真で確認できたが、早めに書類を整理することが望ましい。

講じた措置（都市整備課）

日常の安全活動や安全訓練については実施しておりましたが、記録書類が無く安全訓練等について担当課で確認することができなかったため、請負業者に早急に整理することを指示しました。

狛監
24.2.22
第　号
受付

狛福介発第 101952 号
平成24年 2 月22 日

狛江市監査委員
栗山　輝夫　様
佐々木　貴史　様

狛江市長
矢　野　裕

財政援助団体監査の結果に基づく措置について（報告）

平成24年1月18日付け狛監委発第100080号で財政援助団体監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

監査の結果に基づいて講じた措置等

改善・検討事項等

1　関係書類の不備事項について

(1)　交付申請書等について

狛江市シルバー人材センター補助金に係わる平成 22 年度及び平成 23 年度の交付申請書、交付決定の通知、実績報告書、確定の通知において、補助金の名称に正式名称が記載されていないもの、誤記があるものが一部に見受けられた。

なお、平成 22 年度実績報告書において、対象事業名が社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に定める名称と整合されてなく、また、補助対象外の項目が記載されていること等が見受けられた。

補助金が適正に執行されているか客観的に検証及び評価する重要な書類なので、今後は、公益社団法人狛江市シルバー人材センター補助金交付要綱に則り、十分に点検されるよう努めていただきたい。

講じた措置

記載内容を十分に精査したうえ、提出するように指示しました。

また、通知の名称等の記載については、今後注意のうえ通知を作成します。

(2)　自主財源の確保について

公益社団法人　狛江市シルバー人材センターは平成 23 年 4 月 1 日からの公益社団化に伴い、税法上の優遇措置を受けることが可能となった。

高齢者の能力を活かし、地域社会と連携しながら、更に社会奉仕活動を通じたシルバー人材センターづくりに寄与するため、寄付金からもセンター事業が支えられていることをホームページ等に周知をし、自主財源を積極的に確保するよう指導助言を行うなど、適切な対応をされるよう努めていただきたい。

講じた措置

他団体のホームページ掲載事例を研究したうえ、公益社団法人　狛江市シルバー人材センターのホームページに寄付金の項目をのせるよう話を進めていきます。

狛総管発第１００３８５号
平成24年　3月13日

狛江市監査委員
　栗山　　輝夫　様
　佐々木　貴史　様

狛江市長
矢　野　　裕

平成23年度工事監査の結果に基づく措置について（通知）

平成24年２月20日付け狛監委発第100087号で、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のように通知します。

狛監
24.3.19
第　　号
受付

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等

指摘（要望）事項等について

1　計画について

基本設計の策定体制については、担当課が教育委員会や学校の意見、要望を聞き策定しており適切であった。

しかし一方では、ＰＴＡや生徒等に計画策定時に参加させる方法も考えられるので、今後の計画策定時には検討していただきたい。

講じた措置

現在、基本設計を行っています「給食センター新築工事基本設計委託」では、狛江市給食センター施設整備準備委員会を設置し、広くＰＴＡや生徒の意見も取り入れた計画を策定しています。今後もこのような取り組みを続けてまいります。

2　設計について

設計図は積算、施工に必要かつ十分な内容であるが、一部特記仕様書の充実や詳細図の充実を要望する。

（１）特記仕様書で、電気保安技術者の項目で表示がされておらず、電気主任技術者の項目が必要と思われる。また、技能士の項目が未記載である。

（２）ピット図・１階平面図で、積算でも施工面でも必要なため、タラップは雑詳細図に描くのが望ましい。

（３）プールピット図、４・Ｒ階平面図で、屋上へのアクセスが明記されておらず、タラップとのことであるが、雑詳細図に描くのが望ましい。

（４）既存撤去・改修後　立面図で、解体の特記仕様書を添付するのが望ましい。

講じた措置

特記仕様書での未記載や図面詳細図等の表現不足につきましては、今後十分に注意の上、記載いたします。

3　積算について

積算自体の計算には問題はないが、金属工事でタラップの数量は図面を根拠にしていないため、詳細図を描いて積算をする必要があったので改善を要望する。

講じた措置

詳細図が不足していた点につきましては、今後十分に注意の上、記載いたします。

4　施工管理について

作業場の環境について、快適性の向上の視点から、作業員休憩所に花一輪を飾ることを勧める。

講じた措置

指摘いただきました内容につきましては、本現場に指導するとともに、今後の工事現場においても指導してまいります。

登録番号　（刊行物番号）
H24－３
平成24年版狛江市の監査
（平成23年４月～平成24年３月監査結果）
平成24年５月発行
発行　狛　　江　　市
編集　狛江市監査委員事務局
狛江市和泉本町一丁目１番５号
TEL　０３－３４３０－１１１１（代）
印刷　庁内印刷　（頒布価格　80円）